

大船渡市津波防災のための建築制限等に関する条例 (平成25年3月18日条例第5号)

最終改正:平成25年3月18日条例第5号

改正内容:平成25年3月18日条例第5号 [平成25年4月1日]

○大船渡市津波防災のための建築制限等に関する条例

平成25年3月18日条例第5号

大船渡市津波防災のための建築制限等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条の規定に基づき、津波による危険の著しい区域に係る災害危険区域の指定及び当該災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の定めるところによる。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 東日本大震災津波 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波をいう。

(2) 予想浸水深 東日本大震災に係る大船渡市復興計画で定める事業の完成後に、東日本大震災津波、昭和8年3月3日に発生した昭和三陸地震による津波又は明治29年6月15日に発生した明治三陸地震による津波と同規模の津波があつた場合に予想されるそれぞれの浸水の深さのうち最も深いものをいう。

(3) 都市計画事業 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第15項に規定する事業をいう。

(4) 宅地 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第6項に規定する宅地をいう。

(5) 社会福祉施設等 津波防災地域づくりに関する法律施行令(平成23年政令第426号)第21条に規定する社会福祉施設、学校及び医療施設をいう。

(災害危険区域の指定)

第3条 市長は、次の表に掲げる区域を法第39条第1項の災害危険区域(以下「災害危険区域」という。)として指定する。

種別	区域		
第1種区域	予想浸水深が概ね2メートル以上の区域		
第2種区域	A	予想浸水深が概ね1メートル以上2メートル未満の区域	
	B	予想浸水深が概ね1メートル未満の区域(予想浸水深が0メートルの区域を除く。)	
	C	東日本大震災津波により浸水した上記以外の区域(都市計画事業により宅地を嵩上げした区域及び当該区域の背後地を除く。)	

2 市長は、前項の規定により災害危険区域を指定するときは、その旨を告示しなければならない。災害危険区域を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

3 災害危険区域の指定、変更又は廃止は、前項の告示により、その効力を生ずる。

(建築の制限)

第4条 第1種区域内においては、住居の用に供する建築物及び社会福祉施設等を建築してはならない。

2 第2種区域内においては、規則で定める構造等の基準に適合するものを除き、住居の用に供する建築物及び社会福祉施設等を建築してはならない。

(適用除外)

第5条 居室の床面の高さが予想浸水深以上であり、かつ、構造耐力上及び避難上安全なものとして規則で定める建築物であつて市長が許可をしたもの並びに法第85条の仮設建築物については、前条の規定は、適用しない。

2 第3条第2項の告示をした日に現に存する建築物の増築又は改築をする場合であつて、地階の居室の増築又は改築をしないことその他規則で定める要件に該当するときは、前条の規定は、適用しない。

(建築物が区域の内外にわたる場合等の措置)

第6条 建築物が災害危険区域の内外にわたる場合においては、当該建築物の全部が災害危険区域内にあるものとみなして、前2条の規定を適用する。

2 建築物が異なる種別の災害危険区域にわたる場合においては、当該建築物の全部が当該異なる種別の災害危険区域のうち最も予想浸水深が深い種別の災害危険区域にあるものとみなして、前2条の規定を適用する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。